平成２１年（フ）第１４９２号
広島市安芸区中野５丁目29番２―101号
債務者　緒方隆而こと　オガタ　エドアルド　リョウジ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４９５号
広島県大竹市西栄３丁目８番18号
債務者　碓井　美園
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４０号
広島市南区荒神町５番８―504号
債務者　林　　美穂
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４４号
広島県廿日市市阿品台東３番７―503号
債務者　木村　直子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５８１号
愛媛県松山市住吉２丁目10番35号
債務者　西　　凜子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５８４号
愛媛県松山市安城寺町1241番地
債務者　野本　　綾
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５９８号
愛媛県松山市枝松２丁目１番22号
債務者　近藤　美加
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６０５号
愛媛県松山市古川西２丁目12番３号
債務者　三浦みゆき
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１６５号
愛媛県西条市大町845番地４
債務者　定岡　　保
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１６６号
愛媛県西条市大町845番地４
債務者　定岡眞由美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１６７号
愛媛県西条市大町845番地４
債務者　定岡　晶也
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１７０号
愛媛県四国中央市中曽根町279番地２　レオパレス井垣103号
債務者　永吉　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第６２号
高知県室戸市羽根町乙3407番地
債務者　岡崎　智恵
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
福岡県飯塚市上三緒443番地52
債務者　有田　真一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４０号
福岡県嘉麻市飯田35番地
債務者　税田　勝一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第５７３号
大分市大字太田1144番地の10
債務者　加野　隆志
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２６４号
宮崎市月見ヶ丘６丁目10番12号　レオパレスＪｕｓｔｉｃｅ106号
債務者　中森　圭子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５８号
宮崎県児湯郡川南町大字川南2787番地２　前田建設工業株式会社切原ダム作業所内株式会社久保工務店
債務者　大城　尚行
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　宮崎地方裁判所破産係